

この資料は表紙を含めて27ページあります。
印刷する場合は、両面印刷、割付印刷、裏面再利用用紙の使用等をお勧めします。

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合 地球温暖化対策実行計画



平成21年 2月

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の期間	1
3 計画の対象範囲	1
第2章 計画の目標	3
1 温室効果ガス排出量の算出方法	3
2 活動の種類と温室効果ガス	3
3 排出係数	3
4 地球温暖化係数	5
5 温室効果ガスの排出状況等	6
6 削減目標	10
第3章 計画の取り組み内容	11
1 直接的な取り組み<省エネルギーの推進>	11
2 間接的な取り組み<省資源・リサイクルの推進>	12
第4章 計画の推進と点検及び評価	14
1 推進・点検体制	14
2 推進体制における役割・責任	14
3 職員への周知、意識啓発	15
4 実施状況の点検・評価	15
5 実行計画の策定（変更）及び実施状況についての公表	15
資 料 編	
資料1 平成19年度温室効果ガス排出に係る原因活動別活動量	16
資料2 平成19年度温室効果ガス排出量計算書	17
資料3 用語解説	18

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

本計画は、『地球温暖化対策の推進に関する法律』第20条の3に定める「地方公共団体実行計画」に基づくものであり、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合（以下「組合」という。）の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量抑制等の措置を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

【地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）】

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成19年度を基準年度として、平成20年度から平成24年度までの5年間とします。ただし、臨海学校久寛荘に係る項目については、中越沖地震の影響で開校できなかったため、平成18年度を基準年度とします。

なお、計画の進行状況や技術の進歩、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 計画の対象範囲

(1) 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、『地球温暖化対策の推進に関する法律』の第2条第3項に規定する6種類の物質のうち、4種類のガスを対象とします。

	温室効果ガス名	記号	排出源等	
1	二酸化炭素	CO ₂	電気、ガス等の使用のほか、化石燃料の燃焼に伴い排出されます。	対象
2	メタン	CH ₄	廃棄物の焼却及び自動車の走行に伴い排出されます。	
3	一酸化二窒素	N ₂ O	廃棄物の焼却及び自動車の走行に伴い排出されます。	
4	ハイドロフルオロカーボン	HFC	冷蔵庫、エアコン、カーエアコン、消火器等の使用、廃棄、漏えい事故等に伴い排出されます。	
5	パーフルオロカーボン	PFC	主に冷媒として使用されていますが、平成11年5月以降PFCを封入している製品は、市販されていません。	対象外
6	六ふっ化硫黄	SF ₆	主に変圧器等に絶縁ガスとして使用され、電気機械器具の使用、廃棄等に伴い排出されます。	

(2) 対象とする事務・事業及び施設

本計画の対象となる範囲は、組合が行う事務・事業の全般、組合の所有する全ての施設を対象とします。

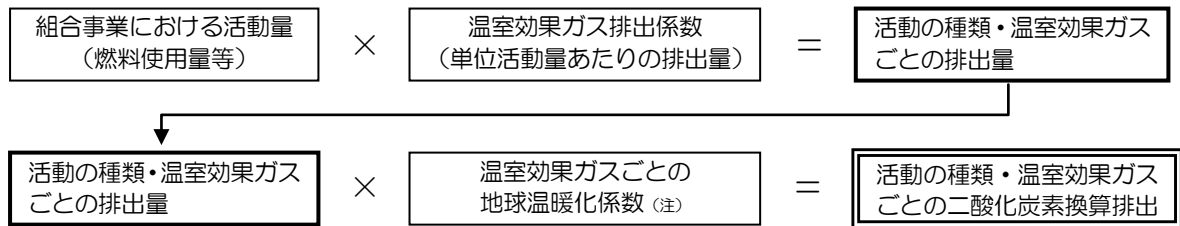
ただし、温室効果ガス排出量の数値的把握が困難な各種工事、点検等は、対象外とします。

調査（主管）部署		対象施設
事務局	総務課	組合庁舎 臨海学校久寛荘
	環境衛生課	緑埜クリーンセンター 岡之郷クリーンセンター 岡之郷緑地公園
	農業共済課	組合庁舎
消防本部 （消防署）	総務課	消防本部
	予防課	
	警防課	
	通信指令室	
	藤岡消防署	藤岡消防署
	吉井消防署	吉井消防署
	新町消防分署	新町消防分署
	鬼石消防分署	鬼石消防分署
	奥多野消防分署	奥多野消防分署
	上野消防出張所	上野消防出張所

第2章 計 画 の 目 標

1 温室効果ガス排出量の算出方法

温室効果ガスの排出量算出は、電気、重油、LPG等の使用量や自動車走行量等の活動量に排出係数を乗じて活動の種類ごとに排出量を求め、これらの活動の種類ごとの排出量に地球温暖化係数を乗じて、二酸化炭素に換算した排出量を算出します。



(注) 地球温暖化係数とは、様々な種類の温室効果ガスが大気中で分解されるまでの期間等を考慮して、それぞれの100年間における温室効果を二酸化炭素を1とした相対的な値としたものであり、政令で定められている。

《算出例》 電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量

$$2,000,000\text{kwh} \times 0.555 = 1,110,000 \text{ kg-CO}_2 \times 1 = 1,110,000 \text{ kg-CO}_2$$

【活動量】 【排出係数】 【温室効果ガス排出量】 【地球温暖化係数】 【二酸化炭素換算排出量】

2 活動の種類と温室効果ガス

活動の種類・温室効果ガスごとに算出した二酸化炭素換算の温室効果ガス排出量を合計し、温室効果ガス総排出量とします。

		排出する温室効果ガス			
		二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	ハイドロフルオロカーボン
排出源	施設	○	○ (岡之郷クリーンセンター)	○ (岡之郷クリーンセンター)	—
	自動車	○	○	○	○

3 排出係数

排出係数は、一単位あたりの活動量から排出される温室効果ガスの量を表し、施行令第3条に規定されています。排出係数については次の表のとおりです。

排出係数一覧表

二酸化炭素 (CO ₂)				
燃料の燃焼に伴う排出				
燃料種別	単位	排出係数	発熱量	備考
ガソリン	ℓ	0.0183 kg-C/M J	34.6MJ/ℓ	2.32 kg-CO ₂ 相当
灯油	ℓ	0.0185 kg-C/M J	36.7MJ/ℓ	2.49 kg-CO ₂ 相当
軽油	ℓ	0.0187 kg-C/M J	38.2MJ/ℓ	2.62 kg-CO ₂ 相当
A重油	ℓ	0.0189 kg-C/M J	39.1MJ/ℓ	2.71 kg-CO ₂ 相当
液化石油ガス (LPG)	kg	0.0163 kg-C/M J	50.2MJ/kg	3.00 kg-CO ₂ 相当
都市ガス	m ³	0.0138 kg-C/M J	41.1MJ/m ³	2.08 kg-CO ₂ 相当
他人から供給された電気の使用に伴う排出				
種別	単位	排出係数	備考	
電気	kwh	0.555 kg-CO ₂ /kwh		
メタン (CH ₄)				
自動車の走行に伴う排出				
自動車種別		単位	排出係数	備考
ガソリン	普通・小型自動車	km	0.000010kg-CH ₄ /km	
	軽自動車	km	0.000010kg-CH ₄ /km	
	普通貨物車	km	0.000035kg-CH ₄ /km	
	小型貨物車	km	0.000015kg-CH ₄ /km	
	軽貨物車	km	0.000011kg-CH ₄ /km	
	特殊用途車	km	0.000035kg-CH ₄ /km	
ディーゼル	普通・小型自動車	km	0.000002kg-CH ₄ /km	
	普通貨物車	km	0.000015kg-CH ₄ /km	
	小型貨物車	km	0.0000076kg-CH ₄ /km	
	特殊用途車	km	0.000013kg-CH ₄ /km	
	バス	km	0.000017kg-CH ₄ /km	
し尿の処理に伴う排出				
種別	単位	排出係数	備考	
し尿処理施設	m ³	0.049kg-CH ₄ /m ³		
一般廃棄物の焼却に伴う排出				
種別	単位	排出係数	備考	
バッチ式燃焼式焼却施設	t	0.075kg-CH ₄ /t		

一酸化二窒素 (N ₂ O)				
自動車の走行に伴う排出				
	自動車種別	単位	排出係数	備考
ガソリン	普通・小型自動車	km	0.000029kg-N ₂ O/km	
	軽自動車	km	0.000022kg-N ₂ O/km	
	普通貨物車	km	0.000039kg-N ₂ O/km	
	小型貨物車	km	0.000026kg-N ₂ O/km	
	軽貨物車	km	0.000022kg-N ₂ O/km	
	特殊用途車	km	0.000035kg-N ₂ O/km	
ディーゼル	普通・小型自動車	km	0.000007kg-N ₂ O/km	
	普通貨物車	km	0.000014kg-N ₂ O/km	
	小型貨物車	km	0.000009kg-N ₂ O/km	
	特殊用途車	km	0.000025kg-N ₂ O/km	
	バス	km	0.000025kg-N ₂ O/km	
し尿の処理に伴う排出				
	種別	単位	排出係数	備考
	し尿処理施設	m ³	0.00096 kg-N ₂ O/m ³	
一般廃棄物の焼却に伴う排出				
	種別	単位	排出係数	備考
	バッチ式燃焼式焼却施設	t	0.0712kg-N ₂ O/t	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)				
自動車用エアコンディショナー使用時の排出				
	種別	単位	排出係数	備考
	自動車用エアコン	台	0.015kg-HFC/台	

4 地球温暖化係数

地球温暖化係数は、二酸化炭素 (CO₂) の温暖化寄与率を 1 とした場合、同量の他の温室効果ガスの温暖化寄与度が何倍かを示す数値で、施行令第 4 条に規定されています。

地球温暖化係数については次の表のとおりです。

地球温暖化係数一覧

ガスの種類	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	21
一酸化二窒素 (N ₂ O)	310
ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a)	1,300

※ハイドロフルオロカーボン (HFC) については、自動車用エアコンを対象とした地球温暖化係数を掲載しています。

5 温室効果ガスの排出状況等

(1) 基準年度の原因活動別活動量

計画の基準年度（平成19年度）における温室効果ガス排出に係る原因活動の区分に応じた活動量は次の表のとおりです。

基準年度（平成19年度）の活動量

活動の種類		単位	基準年度の活動量	おもな用途（排出源）	
燃料使用量	ガソリン	ℓ	39,506	自動車用燃料	
	灯油	ℓ	10,908	暖房用燃料	
	軽油	ℓ	19,313	自動車用燃料	
	A重油	ℓ	324,000	焼却用燃料（し尿処理）	
	液化石油ガス（LPG）	kg	2,811	給湯、調理	
	都市ガス	m ³	10,426	調理、給湯、空調	
電気使用量		kwh	2,655,455	空調、照明、OA 機器	
自動車の走行距離	ガソリン	普通・小型乗用車	km	33,992	各種業務
		軽乗用車	km	2,367	各種業務
		普通貨物車	km	—	—
		小型貨物車	km	—	—
		軽貨物車	km	40,462	各種業務
		特殊用途車	km	129,727	各種業務
	ディーゼル	普通・小型乗用車	km	—	—
		普通貨物車	km	554	各種業務
		小型貨物車	km	484	各種業務
		特殊用途車	km	74,600	各種業務
バス		km	1,193	各種業務	
カーエアコンの使用台数（年間）		台	50	—	
し尿処理量		m ³	36,724	岡之郷クリーンセンター	
一般廃棄物焼却量		t	1,114	岡之郷クリーンセンター	

(2) 基準年度の温室効果ガス排出量

基準年度（平成19年度）に組合の事務・事業に伴い排出された温室効果ガスの総排出量は、2,630,141 kg-CO₂（CO₂換算排出量）でした。温室効果ガスの種類別排出量は、次の表に示すとおりです。

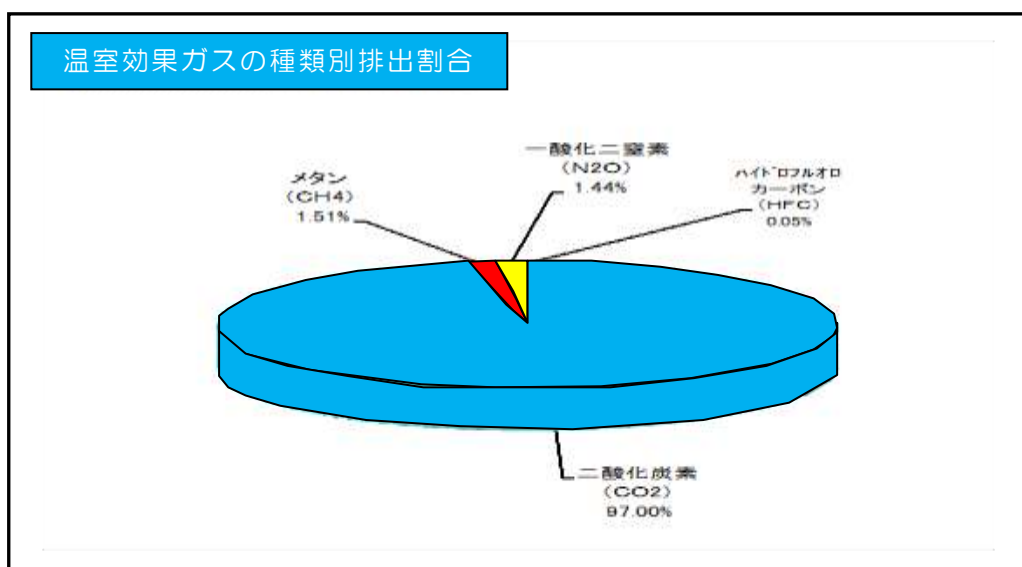
温室効果ガスの排出量としては、電気の使用に伴うものが最も多く、全体の56.034%（1,473,778 kg-CO₂）を占め、次いでA重油の使用が33.384%（878,040 kg-CO₂）と続いており、この2種類で全体の約9割を占めています。

温室効果ガス種類別排出量

項目		排出量	CO ₂ 換算排出量	構成比
二酸化炭素（CO₂）				
燃料の使用	ガソリン	91,654 kg-CO ₂	91,654 kg-CO ₂	3.485%
	灯油	27,161 kg-CO ₂	27,161 kg-CO ₂	1.033%
	軽油	50,600 kg-CO ₂	50,600 kg-CO ₂	1.924%
	A重油	878,040 kg-CO ₂	878,040 kg-CO ₂	33.384%
	液化石油ガス（LPG）	8,433 kg-CO ₂	8,433 kg-CO ₂	0.321%
	都市ガス	21,686 kg-CO ₂	21,686 kg-CO ₂	0.825%
電気の使用		1,473,778 kg-CO ₂	1,473,778 kg-CO ₂	56.034%
計		2,551,352 kg-CO ₂	2,551,352 kg-CO ₂	97.004%
メタン（CH₄）				
自動車の走行		6 kg-CH ₄	126 kg-CO ₂	0.005%
し尿処理量		1,799 kg-CH ₄	37,779 kg-CO ₂	1.436%
一般廃棄物の焼却		84 kg-CH ₄	1,764 kg-CO ₂	0.067%
計		1,889 kg-CH ₄	39,669 kg-CO ₂	1.508%
一酸化二窒素（N₂O）				
自動車の走行		8 kg-N ₂ O	2,480 kg-CO ₂	0.094%
し尿処理量		35 kg-N ₂ O	10,850 kg-CO ₂	0.413%
一般廃棄物の焼却		79 kg-N ₂ O	24,490 kg-CO ₂	0.931%
計		122 kg-N ₂ O	37,820 kg-CO ₂	1.438%
ハイドロフルオロカーボン（HFC）				
カーエアコンの使用		1 kg-HFC	1,300 kg-CO ₂	0.049%
計		1 kg-HFC	1,300 kg-CO ₂	0.049%
合計			2,630,141 kg-CO ₂	100.000%

※各数値は端数処理しているため、合計などの計算は正確に一致しない場合があります。

これ以外の表も同様の場合があります。



(3) 基準年度における温室効果ガス以外の環境負荷状況

温室効果ガスの排出には直接つながりませんが、事業者・消費者として組合は、資源の利用などを通じて環境に様々な負荷を与えています。

水の効率的な利用、用紙使用量の削減は、二酸化炭素の吸収源である森林資源の保全につながります。

① 用紙使用量

用紙の使用量を厳密に把握することは困難であるため、本計画では、用紙使用量＝用紙購入量としています。

基準年度（平成19年度）における用紙使用量は、401,125枚（A4換算）でした。なお、用紙使用量（購入量）の内訳は、次の表のとおりです。

用紙使用量（購入量）

（単位：枚）

品名	規格		使用枚数	使用枚数 (A4換算後)
	紙質	サイズ		
再生紙	古紙パルプ配合率 40%以上	A3	35,000	70,000
		A4	315,000	315,000
		B4	7,500	11,250
		B5	2,500	1,875
上質紙	—	A4	500	500
カラー用紙	—	A4	2,500	2,500
合計				401,125

② 上水道使用量（簡易水道含む）

基準年度（平成19年度）における上水道の総使用量は、7,365 m³でした。
 なお、上水道の使用状況（部署別）については、次の表のとおりです。

上水道使用量（部署別）

部 署	使用量	構成比
総務課	2,053 m ³	27.9%
組合庁舎	300 m ³	4.1%
臨海学校久寛荘	1,753 m ³	23.8%
環境衛生課	1,103 m ³	15.0%
緑蔭クリーンセンター	449 m ³	6.1%
岡之郷クリーンセンター	473 m ³	6.4%
岡之郷緑地公園	181 m ³	2.5%
農業共済課	— m ³	— %
組合庁舎	— m ³	— %
消防本部（消防署）	4,209 m ³	57.1%
消防本部・藤岡消防署	1,986 m ³	27.0%
吉井消防署	646 m ³	8.8%
新町消防分署	448 m ³	6.1%
鬼石消防分署	519 m ³	7.0%
奥多野消防分署	383 m ³	5.2%
中里消防出張所	227 m ³	3.1%
上野消防出張所	— m ³	— %
合 計	7,365 m ³	100.0%

※農業共済課分の使用量は、総務課分に含まれます。

※上野消防出張所庁舎は、水道使用量を含めた上野村役場との賃貸借契約のため、使用量は不明です。（上野村役場の使用量となります。）

※中里消防出張所は平成20年3月31日をもって廃止となりました。

6 削減目標

本計画では、平成19年度を基準年度として、地球温暖化対策のための温室効果ガス排出量の削減目標及び環境負荷低減のための目標を定めます。

(1) 温室効果ガスの総排出量の削減目標

総排出量の削減目標 (kg-CO ₂ /年)	平成19年度 (基準年)	平成24年度 (目標年)	削減目標
	2,630,141	2,569,663	2.3%以上の削減を図る

(2) 項目別の削減目標数値

数値は二酸化炭素換算値 (kg-CO₂) です。

項目		基準年度 (平成19年度)	目標年度 (平成24年度)	削減目標	削減量
燃料の使用	ガソリン	91,654 (39,506ℓ)	86,155 (37,136ℓ)	6%	5,499 (2,370ℓ)
	灯油	27,161 (10,908ℓ)	25,531 (10,254ℓ)	6%	1,630 (654ℓ)
	軽油	50,600 (19,313ℓ)	47,564 (18,154ℓ)	6%	3,036 (1,159ℓ)
	A重油※	878,040 (324,000ℓ)	860,479 (317,520ℓ)	2%	17,561 (6,480ℓ)
	液化石油ガス(LPG)	8,433 (2,811 kg)	7,927 (2,642 kg)	6%	506 (169 kg)
	都市ガス	21,686 (10,426 m ³)	20,385 (9,800 m ³)	6%	1,301 (626 m ³)
電気の使用※		1,473,778 (2,655,455kwh)	1,444,302 (2,602,346kwh)	2%	29,476 (53,109kwh)
自動車の走行		2,606 (283,379 km)	2,450 (266,376 km)	6%	156 (17,003 km)
カーエアコンの使用		1,300 (50台)	1,300 (50台)	—	同程度の維持に努める
し尿処理量※		48,629 (36,724 m ³)	48,629 (36,724 m ³)	—	—
一般廃棄物の焼却		26,254 (1,114t)	24,941 (1,058t)	5%	1,313 (56t)
計		2,630,141	2,569,663	2.3%	60,478
水道の使用量		7,365 m ³	6,923 m ³	6%	442 m ³
紙の使用量		401,125 枚	361,013 枚	10%	40,112 枚

※し尿処理量に関しては、総排出量に計上していますが、その処理量が事業者からの搬入量により決定するものであり、職員の努力による削減への取組みが直接及ばないため、削減目標値から除いています。

また、電気使用量の約8割、A重油使用量及び一般廃棄物の焼却の全てをし尿処理施設が占めているため、この3項目についての削減目標値を低く設定していますが、可能な限り削減に努めます。

第3章 計画の取り組み内容

1 直接的な取り組み＜省エネルギーの推進＞

電気使用量の削減	
照明機器の使用	<ul style="list-style-type: none">・勤務時間中であっても、必要のない照明はこまめに消灯する。・昼休み時は、原則消灯する。・階段・廊下等の照明は、業務に支障のない範囲での消灯を実践する。・洗面所、給湯室等の照明は使用後の消灯を徹底する。・蛍光灯、反射板の清掃を定期的に行う。・窓際等の明るい場所では自然光を取り入れ、業務に支障のない範囲で消灯する。・勤務時間終了後の早期退庁を奨励する。
ＯＡ機器の使用	<ul style="list-style-type: none">・節電、省電力モードを活用する。・1時間以上使用しないときは電源を切る。
空調機器の使用	<ul style="list-style-type: none">・室内温度は、「冷房運転時 28℃」、「暖房運転時 20℃」を目安とする。・フィルター等の清掃を定期的に行う。
その他	<ul style="list-style-type: none">・省エネルギー型の機器及び設備の導入を推奨する。・使用頻度の低い電気機器は主電源を切ること努める。・ブラインドやカーテンを活用し、室温の適正化を図る。・クールビズ・ウォームビズを推奨する。
車両燃料の使用量の削減	
車両の使用	<ul style="list-style-type: none">・空ぶかし、急発進、急加速等を抑制し、エコドライブを心がける。・駐停車時のアイドリングストップに努める。・不必要な荷物を載せて走らない。・近距離の用務は徒歩又は自転車を利用する。
車両の導入	<ul style="list-style-type: none">・車両の小型化、低公害車、低燃費車を導入を推進する。
車両の管理	<ul style="list-style-type: none">・定期点検及び整備を徹底する。・空気圧の点検等適正な状態で利用する。

ガス・石油・施設燃料使用量の削減	
ガス機器の使用 <<全般>>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー・湯沸し器等の使用後は、種火を必ず消す。 ・給湯温度を必要以上に上げない。 ・空調機・ボイラー等の維持管理を適正に行い、冷暖房効率を適正に確保する。 ・室内温度は、「冷房運転時 28℃」・「暖房運転時 20℃」を目安とする。
石油機器の使用 <<全般>>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラーの効率的な運転に努める。 ・石油ストーブの適正使用に努める。(室温、使用時間、使用期間)
ガス・石油機器の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー効率の高い機器を導入する
施設燃料の使用 <<岡之郷クリーンセンター>>	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却炉の運転管理を徹底し、効率よく運転する。 ・適正な汚泥管理により、焼却汚泥の削減を図る。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・クールビズ・ウオームビズを推奨する。

2 間接的な取り組み<省資源・リサイクルの推進>

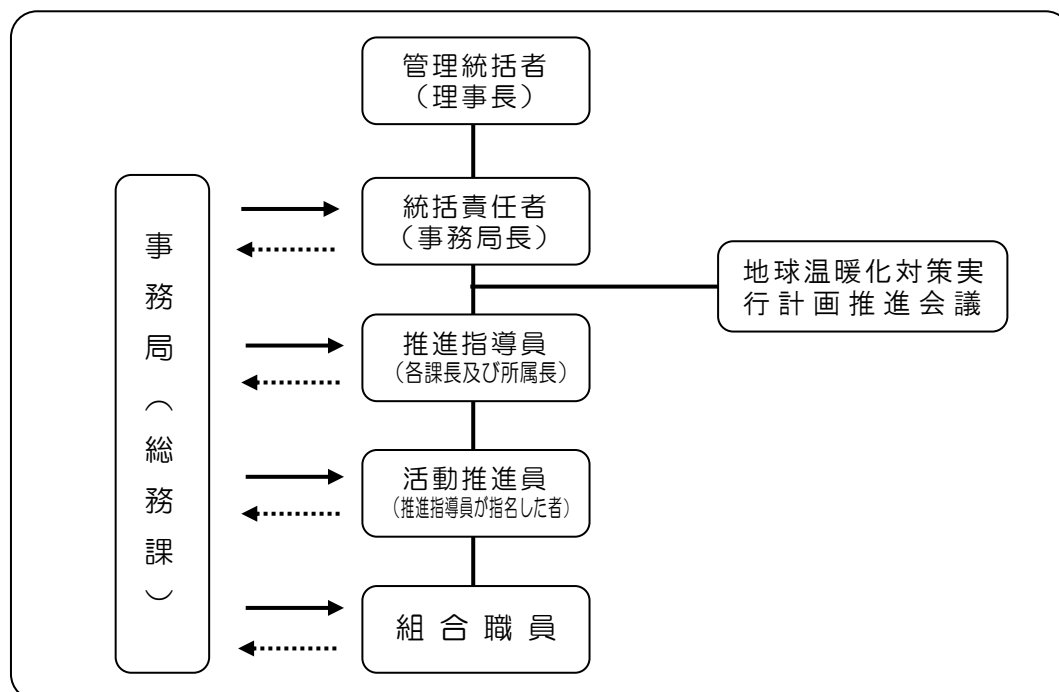
廃棄物の減量とリサイクルの推進	
物品等の購入	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷ができるだけ小さい製品を優先して購入する。 ・詰め替え可能な容器商品を購入する。 ・簡易包装商品を購入する。 ・古紙含有率の高い用紙をはじめとした、リサイクル製品を優先的に購入する。
ごみ排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別を行い、回収の徹底とリサイクルを推進する。 ・分別ごみ箱を適切に配置する。 ・プリンタに使用するトナーカートリッジは、原則リサイクルトナーとする。 ・OA機器、テレビ、冷蔵庫等の廃棄物は処理業者に依頼して適正に処理する。 ・封筒の再利用を行う。 ・ファイルやフォルダーの再利用を行う。 ・物品等の購入時は、納入業者に梱包材等の処理を依頼する。
紙の使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷は、なるべく両面印刷とする。 ・印刷物の作製部数は、必要最小限とする。

<ul style="list-style-type: none"> ・不要となった片面印刷済みの用紙を事務所用文書等に活用する。 ・庁内LANを積極的に活用し、ペーパーレス化を推進する。 ・文書作成途中の印刷確認は極力控える。 ・簡易な案内通知等は電子メールを活用し、紙の使用量を削減する。
<p>不用紙等のリサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源回収ボックスを活用した分別を徹底する。
<p>施設的设计、施工、管理における配慮</p>
<p>新エネルギーシステムの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな公共施設等に、自然エネルギーを利用した設備の導入を検討する。 ・空調・給湯の熱源として、太陽光エネルギーの有効活用を検討する。 ・自然光を取り入れる工夫をする。 ・断熱性の向上に配慮する。
<p>周辺や屋上の緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内、屋外及び岡之郷緑地公園における緑化を推進する。 ・有害物質の管理を徹底する。 ・植栽は、緑を良好に保つため適正な育成管理に努める。
<p>水の有効利用</p>
<p>水の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的に節水に努める。 ・水圧、水量の調節を行う。 ・水漏れ点検を定期的に行う。 ・庁用車の洗車回数、洗車方法を見直し、節水に努める。 ・草花の水やりには雨水を活用する。
<p>施設设计・管理における水利用の合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水の利用を検討する。 ・雨水の地下浸透（透水性舗装・浸透枘等）を検討する。 ・水道水圧の調整を行う。 ・感知式自動洗浄装置（トイレ）、節水コマなど節水型製品を導入する。 ・女性用トイレに消音装置を設置する。
<p>職員の環境意識の向上</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・自転車、徒歩での通勤を心がける。 ・近距離の移動は自転車・徒歩とする。 ・マイバックでの買い物を実践する。（少量の買い物はレジ袋を辞退する。） ・ごみの分別・削減、省エネを心がける。

第4章 計画の推進と点検及び評価

1 推進・点検体制

本組合における、地球温暖化対策実行計画の推進及び点検体制は下記の体制とする。



2 推進体制における役割・責任

実行計画の推進のために設置される「推進会議」は、全部署の計画の取組状況に関する報告を受け、その結果を点検・評価し、必要に応じて計画の見直しを行い、公表する。

組織名(役職)	主な役割・責任
管理統括者 (理事長)	<ul style="list-style-type: none"> 計画の策定及び見直しを行う。 計画及び評価結果の公表を行う。
統括責任者 (事務局長)	<ul style="list-style-type: none"> 実行計画の推進状況を管理する 点検の実施、推進方策の改善検討を事務局に指示する。
推進指導員 (各課長及び所属長)	<ul style="list-style-type: none"> 計画の実施状況の点検、把握及び評価 管下職員への指示
活動推進員 (推進指導員指名が指名した者)	<ul style="list-style-type: none"> 計画実施の推進 所属における実施状況(使用量)等を事務局に報告する。
組合職員	<ul style="list-style-type: none"> 計画に基づく地球温暖化対策の取り組みを実践する。
事務局 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> 計画の推進に関する資料作成及び情報提供等 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 職員への普及・啓発・情報収集 推進会議の事務に関すること 実施状況の取りまとめに関すること </div>

組 織 名	主 な 役 割 ・ 責 任		
地球温暖化対策 実行計画推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温暖化対策の実行計画（以下、「実行計画」という。）の策定に関すること。 ・ 温室効果ガスの排出抑制等の措置に関すること。 ・ 温室効果ガスの総排出量等の数量的な目標に関すること。 ・ 温暖化対策の研修に関すること。 ・ 実行計画の評価及び点検に関すること。 ・ 実行計画の公表に関すること。 ・ その他温暖化対策に関し、会議が必要と認めること。 		
	組 織 構 成 員	委 員 長	事務局長
		副 委 員 長	消防長
	委 員 (順不同)	【事務局】 総務課長、環境衛生課長 【消防本部】 消防次長、総務課長、予防課長、警防課長	
庶 務	事務局総務課		

3 職員への周知、意識啓発

事務局は、本計画を実効性のある全部署的なものとして推進していくために、職員一人ひとりに対し、地球温暖化の現状や実行計画の内容についての周知徹底を図る。

また、環境保全活動、環境保全に関する研修会等、職員への情報提供を実施するとともに積極的な参加が図れるような職場環境づくりに努める。

このほか、各職員から実行計画推進のための改善提案、新たな取り組み事項等の提案を定期的に募集する。

4 実施状況の点検・評価

全部署の計画の取組状況に関する結果の点検及び評価は推進会議で行う。また、温室効果ガス削減目標の達成状況及び問題点の検討を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

統括責任者は、点検の結果及び問題点にかかる是正措置等の情報を毎年度終了後3カ月以内に管理統括者に報告する。

5 実行計画の策定(変更)及び実施状況についての公表

管理統括者（理事長）は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づき、実行計画の策定（変更）及び実行計画に基づく措置の実施状況を組合ホームページで公表するとともに庁内 LAN 等を活用して職員に周知する。

資料編

資料 1

平成19年度温室効果ガス排出に係る原因活動別活動量

部署名	燃料使用量						電気使用量
	ガソリン	灯油	軽油	A重油	LPG	都市ガス	
事務局総務課	1,405ℓ	40ℓ				4,621㎡	34,717kwh
久寛荘						2,702㎡	38,524kwh
緑塾クリーンセンター	340ℓ		1,529ℓ				240,989kwh
岡之郷クリーンセンター	376ℓ		30ℓ	324,000ℓ	24kg		2,025,696kwh
岡之郷緑地	63ℓ						6,579kwh
農業共済課	3,527ℓ						
消防本部・藤岡消防署	15,575ℓ	80ℓ	7,095ℓ		0kg	2,416㎡	185,946kwh
吉井消防署	6,297ℓ	2,930ℓ	2,577ℓ		940kg		29,779kwh
新町消防分署	3,938ℓ	2,378ℓ	941ℓ			687㎡	26,347kwh
鬼石消防分署	3,570ℓ	1,743ℓ	1,567ℓ		856kg		24,284kwh
奥多野消防分署	4,126ℓ	2,442ℓ	1,491ℓ		736kg		18,377kwh
中里消防出張所	67ℓ	1,295ℓ	1,123ℓ		10kg		14,611kwh
上野消防出張所	222ℓ	0ℓ	2,960ℓ		245kg		9,606kwh
合 計	39,506ℓ	10,908ℓ	19,313ℓ	324,000ℓ	2,811kg	10,426㎡	2,655,455kwh

部署名	自動車走行距離 (ガソリン車)					
	普通・小乗用	軽乗用	普通貨物	小型貨物	軽貨物	特殊用途
事務局総務課	11,593km					
久寛荘						
緑塾クリーンセンター					126km	
岡之郷クリーンセンター	4,945km					
岡之郷緑地					897km	
農業共済課	5,577km				36,036km	
消防本部・藤岡消防署	11,877km	2,367km			3,403km	63,138km
吉井消防署						25,932km
新町消防分署						12,319km
鬼石消防分署						14,889km
奥多野消防分署						11,796km
中里消防出張所						
上野消防出張所						1,653km
合 計	33,992km	2,367km	0km	0km	40,462km	129,727km

部署名	自動車走行距離 (ディーゼル車)					し尿処理量	一般廃棄物 焼却量	カーエアコン 搭載車
	普通・小乗用	普通貨物	小型貨物	特殊用途	バス			
事務局総務課								2台
久寛荘								—
緑塾クリーンセンター		554km	174km	203km				3台
岡之郷クリーンセンター			310km	38km		36,724㎡	1,114t	1台
岡之郷緑地								—
農業共済課								7台
消防本部・藤岡消防署				20,938km	1,193km			20台
吉井消防署				8,619km				4台
新町消防分署				2,161km				3台
鬼石消防分署				5,876km				3台
奥多野消防分署				6,013km				3台
中里消防出張所				10,773km				1台
上野消防出張所				19,979km				3台
合 計	0km	554km	484km	74,600km	1,193km	36,724㎡	1,114t	50台

※中里消防出張所は、平成20年3月31日をもって廃止となりました。

資料 2

平成19年度温室効果ガス排出量計算書

ガスの種別	原因活動量	単位	使用量・活動量 (A)	排出係数 (B)	発熱量 (C)	換算率 (D)	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂) (E) { (A) × (B) × (C) × (D) }	地球温暖化係数 (F)	CO ₂ 換算後 (kg-CO ₂) (E) × (F)	
CO ₂	燃料 使用量	ガソリン	ℓ	39,506	0.0183	34.6	44 / 12	91,654	1	91,654
		灯油	ℓ	10,908	0.0185	36.7	44 / 12	27,161		27,161
		軽油	ℓ	19,313	0.0187	38.2	44 / 12	50,600		50,600
		A重油	ℓ	324,000	0.0189	39.1	44 / 12	878,040		878,040
		LPG	kg	2,811	0.0163	50.2	44 / 12	8,433		8,433
		都市ガス	m ³	10,426	0.0138	41.1	44 / 12	21,686		21,686
		電気使用量	kwh	2,655,455	0.555			1,473,778		1,473,778
合計 ①							2,551,352		2,551,352	

ガスの種別	原因活動量	単位	使用量・活動量 (A)	排出係数 (B)	温室効果ガス排出量 (kg-CH ₄) { (A) × (B) } (C)		地球温暖化係数 (D)	CO ₂ 換算後 (kg-CO ₂) (C) × (D)	
CH ₄	自動車の 走行量	ガソリン	普通・小型乗用車	km	33,992	0.000010	0.34	21	126
			軽乗用車	km	2,367	0.000010	0.02		
			普通貨物車	km	0	0.000035	0.00		
			小型貨物車	km	0	0.000015	0.00		
			軽貨物車	km	40,462	0.000011	0.45		
			特殊用途車	km	129,727	0.000035	4.54		
	ディーゼル	普通・小型乗用車	km	0	0.0000020	0.00			
		普通貨物車	km	554	0.000015	0.01			
		小型貨物車	km	484	0.0000076	0.00			
		特殊用途車	km	74,600	0.000013	0.97			
		バス	km	1,193	0.000017	0.02			
		し尿処理量	m ³	36,724	0.049	1,799			
	一般廃棄物焼却量	t	1,114	0.07500	84				
合計 ②							1,889	39,669	

ガスの種別	原因活動量	単位	使用量・活動量 (A)	排出係数 (B)	温室効果ガス排出量 (kg-CH ₄) { (A) × (B) } (C)		地球温暖化係数 (D)	CO ₂ 換算後 (kg-CO ₂) (C) × (D)	
N ₂ O	自動車の 走行量	ガソリン	普通・小型乗用車	km	33,992	0.000029	0.99	310	2,480
			軽乗用車	km	2,367	0.000022	0.05		
			普通貨物車	km	0	0.000039	0.00		
			小型貨物車	km	0	0.000026	0.00		
			軽貨物車	km	40,462	0.000022	0.89		
			特殊用途車	km	129,727	0.000035	4.54		
	ディーゼル	普通・小型乗用車	km	0	0.000007	0.00			
		普通貨物車	km	554	0.000014	0.01			
		小型貨物車	km	484	0.000009	0.00			
		特殊用途車	km	74,600	0.000025	1.87			
		バス	km	1,193	0.000025	0.03			
		し尿処理量	m ³	36,724	0.00096	35			
	一般廃棄物焼却量	t	1,114	0.0712	79				
合計 ③							122	37,820	

ガスの種別	原因活動量	単位	使用量・活動量 (A)	排出係数 (B)	温室効果ガス排出量 (kg-CH ₄) { (A) × (B) } (C)	地球温暖化係数 (D)	CO ₂ 換算後 (kg-CO ₂) (C) × (D)	
HFC	カーエアコン搭載車の台数	台	50	0.01500	1	1,300	1,300	
合計 ④							1	1,300

温室効果ガス総排出量(CO ₂ 換算後) (①+②+③+④) (kg-CO ₂)							2,630,141
---	--	--	--	--	--	--	-----------

【あ行】

◆異常気象

「月平均気温や月平均降水量が過去 30 年以上の期間に観測されなかったほど偏った天候」を世界気象機関（WMO）では異常気象としている。その原因については明らかではないが、オゾンホールの破壊、二酸化炭素の増加による地球の温暖化など、様々な人間活動に伴う環境問題とも深く関わっているのではないかとされている。

◆一酸化二窒素

常温常圧では無色の気体。麻酔作用があり、笑気とも呼ばれる。

二酸化炭素、メタン、クロロフルオロカーボン（CFC）などとともに代表的な温室効果ガスの一つである。

温室効果の強さは二酸化炭素を 1 とすると、亜酸化窒素では約 100 倍である。物の燃焼や窒素肥料の施肥などが発生原因であると言われている。

◆ウォームビズ

地球温暖化防止の一環として、秋冬のオフィスの暖房設定温度を省エネ温度の 20 度にし、暖かい服装を着用する秋冬のビジネススタイルのこと。「ビズ」はビジネスの意味で、ここでは暖房に頼りすぎず、暖かく効率的に働くことができる新しいビジネススタイルの意味が盛り込まれている。2005 年に大きな話題を呼んだ「クールビズ」の冬版として、環境省によって提唱された。

◆エコツーリズム

自然や人文環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態。

◆エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をさす概念。関係するさまざまな機関がドライバーに呼びかけている。

主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

◆エコマーク

環境への負荷が少なく、あるいは環境の改善に役立つ環境に優しい製品を示すマーク。環境ラベリング制度のひとつ。消費者が、暮らしと環境との関係について考えたり、環境的によりよい商品を選択するときの目安として役立てられることを目的としている。

◆オゾン層の破壊

地球上のオゾン（O₃）の大部分は成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っている。このオゾン層が近年フロンなどの人工化学物質によって破壊されていることが明らかになってきた。

◆温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスという。

温室効果ガスにより地球の平均気温は約 15℃に保たれているが、仮にこのガスがないと-18℃になってしまう。

97年の第三回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で採択された京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか HFC 類、PFC 類、SF6 が削減対象の温室効果ガスと定められた。

【か行】

◆化石燃料

石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源。石油はプランクトンなどが高圧によって変化したもの、石炭は数百万年以上前の植物が地中に埋没して炭化したもの、天然ガスは古代の動植物が土中に堆積して生成されたものというのが定説である。しかし、化石燃料の燃焼にともなって発生する硫酸化物や窒素酸化物は大気汚染や酸性雨の主な原因となっているほか、二酸化炭素は地球温暖化の大きな原因となっており、資源の有限性の観点からも、環境問題解決の観点からも、化石燃料使用量の削減、化石燃料に頼らないエネルギーの確保が大きな課題となっている。

◆環境ラベリング制度

環境保全に役立つ商品にマーク（環境ラベル）をつけて国民に推奨する制度のこと。

環境ラベルは、環境保全や環境負荷の低減に役立つ商品や取り組みに付けるマークで、日本では「エコマーク」や、ビン・缶などのリサイクルマークなどが代表的であるが、企業や自治体も独自の環境ラベルやマークを持っている。また、ISOでは環境ラベルをタイプⅠ、Ⅱ、Ⅲと分けて規格化をしている。

◆気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

各国の研究者が政府の資格で参加し、地球温暖化問題について議論を行う公式の場として、国連環境計画（UNEP）及び世界気象機関（WMO）の共催により 1988年 11月に設置されたもの。

温暖化に関する科学的な知見の評価、温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、今後の対策のあり方の 3つの課題について検討している。

◆気候変動枠組条約締約国会議（COP）

COP（コップ）は conference of the parties の略。1992年に地球サミットで採択された、大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約（地球温暖化防止条約）の締約国会議のこと。

「COP3（コップ・スリー）」のように開催回数を後ろにつける。京都議定書が採択されたのが COP3 である。

◆京都議定書

1997年 12月京都で開催された地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された気候変動枠組条約の議定書。ロシアの締結を受けて発効要件を満たし、2005年 2月に発効。2005年 8月現在の締約国数は、152カ国と欧州共同体。なお、日本は 1998

年 4 月 28 日に署名、2002 年 6 月 4 日に批准。

先進締約国に対し、2008～12 年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を 1990 年比で、5.2%（日本 6%、アメリカ 7%、EU8%など）削減することを義務付けている。

◆グリーン購入

グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをさす。

2001 年には国等によるグリーン調達の促進を定めるグリーン購入法が制定されている。

◆グリーン購入法

2001 年 4 月に施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の略称。国が物品を購入する際には環境に配慮されたものを購入しなければならないとするものである。たとえば、再生紙のノートや低公害車などである。地方公共団体は国に準ずるものとされ、民間は努力規定となっている。

◆クールビズ

地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度の 28 度にし、それに応じた軽装化する夏のビジネススタイルのこと。「ビズ」はビジネスの意味で、ここでは涼しく効率的に働くことができるノーネクタイ・ノー上着といった新しいビジネススタイルの意味が盛り込まれている。

◆古紙

狭義には利用目的を果たして不要となった古い紙だが、広義には製品化工程等で発生する切りくず等や未使用のまま廃棄されるものを含む。なお、廃棄物処理法(1970)に基づく政令では、特定業種から排出する紙・板紙の老廃品等を「紙くず」と定めている。

古紙の利用は、紙の原料となる木材資源の浪費削減および資源の有効活用や、製紙化工程での環境負荷低減につながるとされ促進されるが、余剰古紙の増大による市場価格の下落が静脈産業の停滞・崩壊を招いてきた。このため再生用途の拡大等による需給バランスの是正やリサイクルシステムの確立などが取り組まれている

【さ行】

◆自然エネルギー（再生可能エネルギー）

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。

具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指し、いわゆる新エネルギーに含まれる。

◆新エネルギー

石炭・石油などの化石燃料や核エネルギー、大規模水力発電などに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）」（1997）で

定める「新エネルギー等」には、太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コジェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーが含まれる。2002年の同法改正により、新たに食品廃棄物や廃材などを発電に利用する「バイオマス」と雪や氷を活用する「雪氷冷熱」の2つが加えられたとともに、廃プラによる廃棄物発電は対象から外された。

◆3R

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce=ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse=再使用）」「リサイクル（Recycle=再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。「循環型社会形成推進基本法」は、この考え方にに基づき、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を（1）リデュース、（2）リユース、（3）リサイクル、（4）熱回収（サーマルリサイクル）、（5）適正処分と定めている。3Rに「リフューズ（Refuse=ごみになるものを買わない）」を加えて「4R」、さらに「リペア（Repair=修理して使う）」を加えて「5R」という場合もある。

【た行】

◆代替フロン

オゾン層破壊への影響が大きいとして、モントリオール議定書により1996年末までに全廃された特定フロン類の代替品として開発が進められているフロン類似品のこと。フロンと同様あるいは類似の優れた性質を持つもの。

代替フロンとなりうる条件は「塩素を含まないこと、もし含んでいたとしても分子内に水素を有し、成層圏に達する前に消滅しやすいこと」、「地球温暖化への影響が少ないこと」、「毒性のないこと」である。代表的な代替フロンとしては、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）やハイドロフルオロカーボン（HFC）などがあげられる。

◆第一約束期間（関連：京都議定書）

京都議定書で定められた第一段階の目標期間で2008年から2012年までのこと。京都議定書では温室効果ガスの削減への取り組みの第一段階として、締約国の温室効果ガス総排出量を1990年から少なくとも5.2%を削減しなければならないと規定されている。

日本には、第一約束期間の5年間における温室効果ガスの平均排出量を、基準年（CO₂、CH₄、N₂Oについては1990年、HFC、PFC、SF₆については1995年）の排出量から6%削減するという目標が割り当てられている。

◆地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

通常、太陽からの日射は大気を素通りして地表面で吸収され、そして、加熱された地表面から赤外線の形で放射された熱が温室効果ガスに吸収されることによって、地球の平均気温は約15℃に保たれている。仮にこの温室効果ガスがないと地球の気温は-18℃になってしまうといわれている。

ところが、近年産業の発展による人間活動により、温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことで、地球規模での気温上昇（温暖化）が進んでいる。

温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は、石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

◆地球温暖化対策推進法

地球温暖化対策推進法は、1998年10月2日の参議院本会議で可決され、10月9日に公布された。

地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものである。

温暖化防止を目的とし、議定書で日本に課せられた目標である温室効果ガスの1990年比6%削減を達成するために、国、地方公共団体、事業者、国民の責務、役割を明らかにしたものである。

◆低公害車

既存のガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量の少ない自動車。地球温暖化、地域大気汚染の防止の観点から、世界各国で技術開発、普及が進められている。

日本では、電気自動車、圧縮天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車等が実用化され、その普及のための導入補助、税制優遇など支援政策が展開されている。この他、LPG車、希薄燃焼エンジン車、ソーラー自動車、水素自動車、燃料電池自動車、エタノール自動車、バイオディーゼル自動車等多種多様なものがある。

◆低燃費かつ低排出ガス認定車

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準（トップランナー基準）の早期達成車で、かつ、「低排出ガス車認定実施要領」に基づく低排出ガス認定車のこと。認定基準として、乗用車、軽量車、中量車、軽貨物車などの車種別に、CO、NMHC（非メタン炭化水素）、NO_x、PM、ホルムアルデヒドの基準値が設定されている。

【な行】

◆燃料電池自動車

発電装置として燃料電池を搭載した電気自動車。燃料電池では、水素と酸素を化学反応させて電気を発生させる。

エネルギー利用効率が高く、排出ガスがクリーン（燃料として水素を使う場合は、排出されるのは水のみ）。燃料としては、水素そのものの形で自動車に充填する方法と、天然ガス、メタノール、ガソリンなどの形で充填し、それを改質して水素を発生させる方法がある。

【は行】

◆排出権取引

環境汚染物質の排出量低減のための経済的手法のひとつ。

全体の排出量を抑制するために、あらかじめ国や自治体、企業などの排出主体間で排出する権利を決めて割振っておき（排出権制度）、権利を超過して排出する主体と権利を下回る主体との間でその権利の売買をすることで、全体の排出量をコントロールする仕組みを、排出権取引（制度）という。

◆ハイドロフルオロカーボン類

オゾン層を破壊しないことから、CFCs や HCFCs の規制に対応した代替物質として 1991 年頃から使用され始めた化学物質で、近年、その使用が大幅に増加している。HFCs は自然界には存在しない温室効果ガスで、100 年間の GWP は、二酸化炭素の数百～11,700 倍と大きい。1997 年に採択された京都議定書には削減対象の温室効果ガスの一つに加えられた。(HFCs)

◆ハイブリッド自動車

エンジンとモータの 2 つの動力源をもち、それぞれの利点を組合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車。

停止時や低速走行中に発電したものをバッテリーに蓄え、加速時にエンジンパワーに上乗せして電気動力を駆動輪に伝えるパラレル方式と、エンジンを効率のよい回転数で運転して発電し、これをバッテリーに蓄えてモーターのみで駆動するシリーズ方式、さらに両者の機能を併せ持つコンバインド方式などがある。いずれも、減速時にはモータを発電機として使い、ブレーキエネルギーを蓄電することもできる。なお、ハイブリッドは「混成物、混血」を意味する英語。

◆PDCA サイクル

Plan (計画)、Do (実施)、Check (点検)、Action (是正) を意味し、品質向上のためのシステムの考え方となる。品質管理の父といわれるデミングが提唱した概念で、単に PDCA という場合もある。

管理計画を作成 (Plan) し、その計画を組織的に実行 (Do) し、その結果を内部で点検 (Check) し、不都合な点を是正 (Action) したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするものである。

【ま行】

◆メタン

京都議定書の対象ガスの一つ。天然ガスや沼沢の底より発生するガス中に存在、あるいは、腐敗した動植物から発生し、石油分解ガス・石炭ガス中にも含まれる。無色無臭の気体。空気中で点火すれば淡青色の炎を上げて燃える。

(参考)

- ・財団法人環境情報普及センター EIC ネット「環境用語集」より

<<http://www.eic.or.jp/ecoterm/?gmenu=1>>

- ・全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ「用語集」より

<<http://www.jccca.org/content/section/2/625/>>

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合
地球温暖化対策実行計画

平成21年2月

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合
総務課 企画係

〒375-0014

群馬県藤岡市下栗須124番地6

T E L 0274-24-1621

F A X 0274-24-1622

E-メール takouai-soumu@xp.wind.jp

